

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

みよし市長 小 山 祐

市町村名 (市町村コード)	みよし市 (232360)	
地域名 (地域内農業集落名)	中部地区 (新屋集落、三好上集落、東山集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6（2024）年 1 0 月 1 0 日 (第 1 回)	

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- (1) 中部地区は、集落内の農地の大部分を水田が占める新屋集落及び三好上集落、畑及び樹園地が集落内の農地の大部分を占める東山集落が存在する。
- (2) 新屋集落及び三好上集落は、一部に残る畑及び樹園地の受け手の確保が課題となっている。
- (3) 東山集落は、既存農家の高齢化に伴い、畑及び樹園地の受け手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦、露地野菜、果樹、施設野菜苗、花苗の作付けと養豚を継続する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

中部地区内を区域とする

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを基本とし、担い手（認定農業者、農事組合法人）への農地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
水田において貸付の意向が示されている農地については、農地中間管理機構を通じた担い手（認定農業者、農事組合法人）や担い手に準ずる者への貸し付けを積極的に推進していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針 担い手に集約していく農地については、所有者も含めた話し合いを実施し、畔取りの積極的な実施を行うなど、効率的な作業が行えるよう、大区画化を推進していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 東山集落を中心とする畑及び樹園地については、現状の認定農業者や認定新規就農者以外の法人及び個人農業者についても、積極的に検討を行い、地区外からの入作を促進していくとともに、市民農園としての活用を検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 作業の効率化が期待できる作業は、農業支援サービス事業体の活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤既存農家の高齢化による畑及び樹園地の営農継続が困難となる可能性があるため、今後も担い手で話し合いを継続し、担い手への耕地の集約化を行い、作業効率を向上させる。

⑩高齢化の進展と後継者不足による担い手不足が懸念されるため、中間管理事業の促進と新規就農者の受け入れを推進する。